

## 第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の事項のうち、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請の審査をする際に審査する事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 その無線局の業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。  
(1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4)  A  (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ  B  なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、 C  に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の予備免許を受けた者は、 B  て、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。
- ⑥ ①の(1)の期限(②による期限の延長があったときは、その期限)経過後  D  以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A	B	C	D
1 空中線電力	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力	1 箇月
2 空中線電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間
3 実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力	1 箇月
4 実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間
5 空中線電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	1 箇月

A-3 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない(注)ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 2 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 3 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）の表に掲げる周波数を使用するもの

A-4 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び  B 並びに  C（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 D を省略することができる。

	A	B	C	D
1	工事が落成したとき	員数	時計及び書類	その一部
2	工事落成の期限の日になったとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	時計及び書類	その一部
3	工事が落成したとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	計器及び予備品	当該検査
4	工事落成の期限の日になったとき	員数	計器及び予備品	当該検査
5	工事が落成したとき	員数	時計及び書類	当該検査

A-5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の A を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- 注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める B を有し、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の A に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から C を経過していないとき。

	A	B	C
1	監督及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
2	監督及び保守	無線従事者の資格	3年
3	操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
4	操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A-6 次に掲げる無線設備の操作のうち、第一級総合無線通信士の資格を有する無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当しないものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- 2 船舶及び航空機に施設する無線設備の通信操作及び技術操作
- 3 海岸局の空中線電力2キロワットの無線設備の通信操作及び技術操作
- 4 テレビジョン放送局の空中線電力2キロワットの無線設備の技術操作

**A-7** 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条、第74条及び第74条の2）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **A** を  **B** に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を  **C** ことができる。
- ③ 総務大臣は、②の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ④ 非常通信の取扱いを開始した後、 **A** の状態が復旧した場合は、 **D** 。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>
1	電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	無線局に行くように要請する	速やかにその取扱いを停止することができる
2	有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	無線局に行わせる	速やかにその取扱いを停止しなければならない
3	電気通信業務の通信	利用することができないとき	無線局に行くように要請する	速やかにその取扱いを停止しなければならない
4	有線通信	利用することができないとき	無線局に行わせる	速やかにその取扱いを停止することができる

**A-8** 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条、第57条、第58条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。  
 (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。  
 (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。  
 注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

**A-9** 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命令することができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-10 次の記述は、義務船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第7条から第8条の2まで）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中  A  当該無線設備によって  B  、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を  C  に通知しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 D  ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 義務船舶局の免許人は、③の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

	A	B	C	D
1	毎日1回以上	通信連絡を行い	当該船舶局の免許人	1年以内の期間
2	毎月1回以上	試験電波を発射して	当該船舶局の免許人	6箇月以内の期間
3	毎月1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間
4	毎日1回以上	試験電波を発射して	船舶の責任者	6箇月以内の期間

A-11 緊急通信に関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われぬか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 3 モールス無線電信又は無線電話による緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、無線局運用規則第93条（緊急通信を受信した場合の措置）第2項の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。
- 4 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

A-12 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A  を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波  B  、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波  C

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合

J3E電波  D  、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz

(3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

	A	B	C	D
1	遭難通信	2,174.5kHz	156.3 MHz	2,182kHz
2	遭難通信	2,187.5kHz	156.525MHz	2,182kHz
3	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.3 MHz	2,177kHz
4	遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	156.525MHz	2,177kHz

A-13 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を  A  へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 B  誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- (1) 各局 3回
  - (2) こちらは 1回
  - (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
  - (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
  - (5) 海上移動業務識別 1回
  - (6) 遭難警報取消し 1回
  - (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、 C  しなければならない。

A	B	C
1 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔においてその通報を少なくとも2回反復
4 適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔においてその通報を少なくとも2回反復

A-14 遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継の送信を行わなければならない。

A-15 次の記述のうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 3 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。

**A-16** 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条、第73条及び第110条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の **A** を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- ⑤ ①によって臨時に **A** を命ぜられた無線局を運用した者は、 **D** 懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 電波の発射の停止	電波を試験的に発射させ	①の電波の発射の停止を解除	1年以下の
2 電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告させ	①の電波の発射の停止を解除	2年以下の
3 無線局の運用の停止	電波を試験的に発射させ	①の運用の停止を解除	2年以下の
4 無線局の運用の停止	電波の質の測定結果を報告させ	①の運用の停止を解除	1年以下の

**A-17** 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の船舶局であって国際通信を行うものに備え付けておかなければならないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海上における人命の安全のための国際条約（付属書を含む。）
- 2 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 3 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（付属書を含む。）
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

**A-18** 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持する。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持する。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持する。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持する。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャンネルで通信している場合を除いて、聴守を維持する。

**A-19** 次の記述は、海上における遭難及び安全のための世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを  **A** を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯における  **B** の使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
- ③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに  **C** 。
- ④ デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1 海岸局又は海岸地球局	デジタル選択呼出し	遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる
2 他の船舶局又は船舶地球局	デジタル選択呼出し	遭難呼出しを送信しなければならない
3 他の船舶局又は船舶地球局	無線電話	遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる
4 海岸局又は海岸地球局	無線電話	遭難呼出しを送信しなければならない

**A-20** 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約（附属書第4章 第4規則）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも2の  **A** 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2)  **B** を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7)  **C** を送信し及び受信すること。
- (8) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船橋間通信を送信し及び受信すること。

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	気象情報
2 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	海上安全情報
3 分離し、かつ独立した	陸上から船舶への遭難警報	海上安全情報
4 分離し、かつ独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	気象情報

B-1 海上移動業務の無線局の免許の内容の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 無線局の免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

イ 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。

ウ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査（注）を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 以下エにおいて「変更検査」という。

エ 変更検査は、変更検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

オ 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式又は周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

B-2 次の記述は、非常時運用人による無線局の運用について述べたものである。電波法（第70条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 無線局（注）の免許人又は登録人は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許又は登録が効力を有する間、 ことができる。

注 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。

② ①により無線局を自己以外の者に運用させた免許人又は登録人は、遅滞なく、非常時運用人（注）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める  なければならない。

注 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下同じ。

③ ②の免許人又は登録人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 を行わなければならない。

④ 総務大臣は、非常時運用人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

⑤ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、非常時運用人に対し、 ことができる。

- |   |                                 |            |
|---|---------------------------------|------------|
| 1 当該無線局を自己以外の者に運用させる                        | 2 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる |            |
| 3 事項の記録を作成し、非常時運用人による無線局の運用の終了の日から2年間これを保存し |                                 |            |
| 4 事項を総務大臣に届け出                               | 5 無線局の運用に関し適切な支援                |            |
| 6 必要かつ適切な監督                                 | 7 3箇月以内の期間                      | 8 6箇月以内の期間 |
| 9 無線局に関し報告を求める                              | 10 臨時に電波の発射の停止を命ずる              |            |



B-3 無線設備を設ける場所の要件に関する次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- イ 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- ウ 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- エ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B-4 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- オ 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

B-5 次の記述は、無線局からの混信の防止について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ①  ア は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため  イ 電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の  ウ 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の  ウ は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 エ の利点ができる限り利用して、最小にしなければならない。
- ⑤ 混信を避けるために、無線通信規則第22条に定める条件（宇宙局は、無線通信規則に基づいて要求されるときは、 オ することができる装置を備え付けなければならない。）を満たさなければならない。

- |                      |                              |             |            |
|----------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 1 国際通信を行う局           | 2 すべての局                      | 3 必要な最小限の   | 4 十分余裕をもった |
| 5 位置                 | 6 無線設備                       | 7 無指向性のアンテナ | 8 指向性のアンテナ |
| 9 遠隔指令により電波の発射を直ちに停止 | 10 遠隔指令によりその発射する電波の周波数を直ちに変更 |             |            |